

公益社団法人三重県観光連盟公式サイト
「観光三重」におけるバナー広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人三重県観光連盟（以下「連盟」という。）が運営する公式サイト「観光三重」（以下「観光三重」という。）へのバナー広告掲載を適正に行うため、公益社団法人三重県観光連盟公式サイト「観光三重」におけるバナー広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

(1) 広告の種類 : バナー広告

(2) 広告の掲載位置、掲載枠数及び表示方法

ア 掲載位置

トップページ及び第3階層右カラム

イ 掲載枠数

10枠

ウ 表示方法

ランダム表示

※掲載枠数に対してトップページは4枠、第3階層右カラムは2枠表示され、掲載枠数の申込状況により表示確率は変動します。

(例) 10枠の申込があった場合、トップページは4/10、第3階層右カラムは2/10の確率でバナー広告が表示されます。

(3) バナーの規格

- ・形式 : JPGもしくはPNG (アニメーション不可)
- ・サイズ : 縦300×横400

(広告の掲載基準)

第3条 前条に規定するバナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、要綱第3条に規定する広告の掲載基準は、バナー

広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。

(広告の掲載の期間)

第4条 要綱第5条の規定による広告を掲載する期間は、原則1か月を単位とする。ただし、1か月を超える期間の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。

2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告の募集方法)

第5条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 募集方法は、原則として「観光三重」に募集要領等を掲載することにより公募するものとする。

(2) 募集は、広告枠を新たに設定したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(3) 連盟は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(4) 広告の掲載を希望する者は、公益社団法人三重県観光連盟公式サイト「観光三重」におけるバナー広告掲載申込書（様式第1号）により連盟に申し込むものとする。

(広告掲載の決定及び承諾)

第6条 連盟は、前条の規定による申込みがあった場合は、募集期間終了後、その内容を審査し、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位の場合は、連盟会員にあっては会費納入額の多いもの、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。なお、いずれも同数の場合は、抽選により決定する。

2 連盟は、前項の規定により決定したときは、公益社団法人三重県観光連盟公式サイト「観光三重」におけるバナー広告掲載通知書（様式第2号）により、掲載しないことを決定したときは、公式サイト「観光三重」におけるバナー広告不掲載通知書（様式第3号）により当該申込者に通知する。

3 広告掲載の決定を受けた広告主は、連盟が指定する日までに、公益社団法人三重県観光連盟公式サイト「観光三重」におけるバナー広告掲載承諾書（様式第4号）を連盟に提出するものとする。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は、次に掲げるとおりとする。（全て消費税及び地方消費税別）

（1）広告主が連盟会員である場合

30,000円

（2）広告主が連盟非会員である場合

60,000円

（3）第1項の規定による広告掲載申込み及び掲載決定の期間が4月1日から12か月間の場合は、同号に掲げる広告掲載料に12を乗じた額から広告掲載料の1ヶ月分を減じた額とする。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、連盟が指定する日までに、原則一括して前納するものとする。

（広告掲載料の返還）

第8条 連盟は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、連盟がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

（1）機器等の保守又は工事を行う場合

（2）天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 連盟は、要綱第8条第2項の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。要領第7条第1項第3号の規定により11ヶ月分を一括納付している場合は、納付額

から広告の取消しを通知した日の属する月までの月数に同条第1項第1号及び第2号の広告掲載料を乗じた額を差し引いた残額を返還する。

4 連盟は、要綱第9条の規定による広告掲載の取下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。要領第7条第1項第3号の規定により1ヶ月分を一括納付している場合は、納付額から広告の取消しを通知した日の属する月までの月数に同条第1項第1号及び第2号の広告掲載料を乗じた額を差し引いた残額を返還する。

5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利息を付さない。

(広告原稿の作成)

第9条 広告主は、原則として連盟が指定する日までに、連盟の指定する方法で原稿を提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 連盟は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第10条、及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の禁止表現)

第10条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3) 実際には機能しないもの

(4) その他広告の表現として適当でないと連盟が認めるもの

2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、連盟にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。この場合において、第9条の規定を準用する。

2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5営業日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）前までに連盟に届け出るものとする。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、連盟と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第13条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

1 この要領は平成20年1月10日から施行する。

備考	平成22年2月1日	一部改正
	平成23年2月1日	一部改正
	平成24年2月3日	一部改正
	平成25年2月15日	一部改正
	平成25年4月1日	一部改正
	平成26年4月1日	一部改正
	平成27年4月1日	一部改正
	平成28年4月1日	一部改正
	令和2年4月1日	一部改正
	令和4年12月1日	一部改正
	令和5年4月1日	一部改正